

平成 26 年度 第 1 回津奈木町地域公共交通会議 会 議 録

日 時： 平成 26 年 4 月 4 日 10:00 ~

場 所： 津奈木町役場 3 階大会議室

出 席： 委員 20 名（内代理 5 名）

事務局 4 名（傍聴者 1 名）

【 1 開会 】 事務局長	それでは、定刻となりましたので、ただ今より、第 1 回津奈木町地域公共交通会議を開催いたします。 私は司会を務めます津奈木町総務課長の浦田でございます。よろしくお願いいたします。 お手元に配布しております、会議次第に沿って進めさせていただきます。
【 2 町長挨拶 】 事務局長 副町長	町長挨拶、津奈木町副町長の山田がご挨拶申し上げます。 本日は、年度初めの大変お忙しい中、津奈木町地域公共交通会議の設立会議にご出席賜り、誠にありがとうございます。 本日は、初回でありますので、本来は西川町長がご挨拶を申し上げるべきところですが、町内保育園や幼稚園において入園式が行われており、そちらに出席いたしておりますので、大変恐縮ではありますが、町長に代わりまして、ご挨拶申し上げます。 日頃は本町の交通行政に格別のご支援、ご協力を賜り大変ありがとうございます。この会議は、各分野それぞれの立場からご指導をいただきながら、公共交通のあり方を検討するものとなっております。 現在、公共交通の状況は全国的に見ても大変厳しいと認識しております。本町におきましても、利用者減少による公共交通の縮小化や高齢化による問題等があり、まちづくりそのものが公共交通の視点から見直さざるを得ない状況であると認識しております。また、本町は中山間地域ということもあり、路線バスが通らない交通空白地域が点在していることも大きな問題となっており、住民が平等に利用するためには、総合的な見直しが必要であると考えております。 本日は、より良い津奈木町の生活交通ネットワークの構築に向けて、委員の皆様方にはそれぞれの立場から、ご意見を賜れば幸いです。

【 3 委 嘱 状 交 付 】	でございます。 地域住民にとりまして、利便性、効率性の優れた交通ネットワークが実現できますよう、ご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。 本日は大変お世話になります。
事務局長	続きまして委嘱状交付、山田副町長お願いいたします。 委員皆様の元に、副町長が回ってまいりますので、ご起立をお願いいたします。 （ 交 付 ）
【 4 委 員 の 紹 介 】 事務局長	次に本日が皆様、初顔合わせでありますので、委員の紹介をさせていただきます。委員は設置要綱第 3 条に基づきまして、あらかじめこちらで選出させていただいております。配布資料の委員名簿と一緒にご覧ください。名簿順にてご紹介いたします。まず、初めに、 津奈木町 山田副町長 津奈木町区長会 長原会長様 津奈木町老人クラブ連合会 新立会長様 津奈木町商工会 野崎会長様 九州産交バス株式会社 坂田水俣営業所長様 社団法人熊本県バス協会 新居専務理事様、本日は代理で 檜村事務局次長様がお見えです。 むつみ交通株式会社 堀川代表取締役様 社団法人熊本県タクシー協会 吉田専務理事様 九州運輸局熊本運輸支局 松野主席運輸企画専門官様 同じく 九州運輸局熊本運輸支局 牛島主席運輸企画専門官様 全九州産業交通労働組合 貢書記長様 熊本県自動車交通労働組合 重光書記長様 国土交通省熊本河川国道事務所八代維持出張所 山下所長様 熊本県芦北地域振興局土木部 上野部長様 水俣市土木課 城山課長様 津奈木町振興課 倉本課長 熊本県水俣警察署 坂口署長様、本日は急きょ会議のため、勝本交通係長様がお見えです。 熊本県交通政策課 財津審議員様、本日は出張のため、山田主幹

【 5 設立趣旨 説明】	様がお見えです。 水俣市企画課 水田課長様、本日は出張のため、柿本地域戦略室長様がお見えです。 津奈木町住民課 林田課長、本日は代理で久村審議員が出席しております。 以上 20 名の委員構成となっております。 なお、事務局としまして、私が事務局長の浦田でございます。事務局員に永松主幹、岩崎参事、今回人事異動で転出しましたが、前担当の西平主事でございます。よろしくお願いいたします。
事務局長	続きまして、協議に入ります前に、本会議の設立に関しまして事務局より説明を行います。
事務局	事務局の西平と申します。私の方から本会議の設立趣旨につきまして、説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。 お手元にあります、ホチキス止めの資料に沿ってご説明させていただきます。右下にページ番号を振っております。1 枚めくりまして、資料の 2 ページをお開きください。 遠方からお越しの方もいらっしゃるしますので、まず、はじめに「津奈木町の紹介」をさせていただきます。 津奈木町は、熊本県の南部に位置し、北は芦北町、南是水俣市と、この 2 市町の間位置しています。人口は平成 26 年 2 月末現在で、5,064 人。世帯数は 2,018 世帯。高齢化率は 35.9 % と、10 人のうち約 3 ~ 4 人は 65 歳以上の高齢者ということになっております。面積は 33.98 km² となっており、そのほとんどは山林地域となっております。 3 ページにうつりまして、「八代・水俣線等路線バス再編検討協議会での結論」についてご説明いたします。これは、平成 24 年度に熊本県が主体となり、八代・水俣間のバス利用実態調査を行い、八代市、水俣市、芦北町、津奈木町の担当課長や関係機関で検討を行ったものです。これによりますと、平国線におきまして、芦北町の運行エリアについては、スクールバスでの代替を検討することとなっております。津奈木町の運行エリアであります福浦・水俣間については路線を縮小して維持を検討するとの結論に至りました。 次に、4 ページにうつりまして、「津奈木町の公共交通」についてですが、大きく分けまして 3 本の線がございます。1 つ目が国道三号線沿いを走行する国庫補助路線であります「田浦・水俣線路

	線」。2つ目がこちらも国道三号線沿いを走行する佐敷・水俣線路線。そして、3つ目が主に本町の海岸沿いを走行する平国線路線。こちらが7系統ありまして、合計9系統のバスが運行しております。 5ページにうつりまして、「路線バスの利用者数の推移」についてです。このグラフは、先ほどの3つの路線の年間のバス利用者数をそれぞれまとめたものになります。産交バスから提出される補助金申請の際の資料から算出しております。どの路線を見ましても、利用者数は年々減少傾向にあることが分かります。この数値は町外の利用者も含んだ数値となっており、町内利用者だけの数値ではないことを申し添えておきます。 6ページにうつりまして、「町内におけるバス利用状況」ですが、ここでは海岸沿いを走行する平国線路線についてご説明させていただきます。この数値は1日1便あたりの平均通過客数を示しています。平均通過客数とは、バス車両に乗車している利用者数です。芦北町の佐敷車庫前と水俣産交間を走行しております、そのうち赤い線で囲っている部分が本町の運行エリアとなっております。日添から小津奈木の区間については、1日1便あたりの平均通過客数は2～3人程度となっておりますが、福浦から日添の区間については1人未満となっており、極めて低い利用状況となっております。 次の7ページにうつります。町内には交通空白地域といわれる公共交通サービスの行き届かない地域が点在しており、それらの地域住民約150人から陳情書が提出されております。津奈木駅から1km以上、バス停から300m以上離れている地域を交通空白地域として定義しており、緑の円で囲まれている地域が該当します。 また、町議会では一般質問も出ており、平成20年度から平成25年度までに合計7件の一般質問が出ております。 次にうつります。8ページは「公共交通維持のための補助金の推移」についてです。運行欠損への赤字補てんですが、どの路線についても年々増加傾向にあります。特に平国線路線については、平成25度につきましては約1,200万円となっており、平成20年度と比較すると約1.5倍となっております。の田浦・水俣線路線につきましても、平成20年度と比較すると約2倍に増加しております。 9ページにうつります。これは平成25年度の町の負担額となっております。田浦・水俣線が659万9千円、佐敷・水俣線路線が153万7千円、平国線路線が1,193万1千円となっており、平成25年度の町負担合計額は2千万円を越える状況となりました。
--	---

	た。 次のページにうつります。以上のことを踏まえ、平成２５年度に町として検討した結果、解決課題としてあげられたのが「効率的な公共交通網の作成」「公共交通空白地域の解消」「町財政負担の軽減」の３点となります。これらを解消するためには、総合的な見直しが必要であると考え、今回、地域公共交通会議を設立した次第であります。 最後のページにうつります。本会議の目的としまして、「津奈木町公共交通の現状と課題の整理」「住民ニーズ調査の実施」「路線再編方針の検討」「新路線運行計画の検討」「生活交通ネットワーク計画の策定」の５点を挙げております。 「住民ニーズ調査の実施」についてですが、平成２４年度に県が実施した調査は、対象者がバス利用者のみとなっておりますので、町内地域住民のニーズ調査とまではいたっておりません。ですので、今回改めて町内全域を対象としたニーズ調査を実施し、今後のバス再編のための重要な参考資料としたいと考えております。 「生活交通ネットワーク計画の策定」ですが、バス路線の再編にあたっては、地域公共交通維持確保改善事業の地域内フィーダー系統の補助金を活用して行うことが望ましいと考えられるため、本計画を策定し、計画的な路線改編を行うことが望ましいと考えております。 以上、簡単ではありますが設立趣旨説明とさせていただきます。ありがとうございました。
【６協議】 事務局長	それでは、次第６の協議に移ります。 ここからは設置要綱第６条第２項の規定に基づき、会長が議長となります。 なお、会長は同要綱第５条第２項の規定により町長が指名する者として、本町副町長の山田が行ないます。 それでは、山田会長よろしく申し上げます。
会長 【議案第１号】 会長	要綱に従いまして、議長を務めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、議事の慎重審議をよろしくお願いいたします。 それでは、議案第１号「津奈木町地域公共交通会議設置要綱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局	事務局の永松と申します。私の方から各協議議案につきまして、説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。 まず、協議議案資料の１ページをお開きください。 議案第１号「津奈木町地域公共交通会議設置要綱」について、御説明申し上げます。 本交通会議は、地方自治法の規定により、町の附属機関としまして、先の３月議会で、「津奈木町附属機関の設置に関する条例」に追加しております。その設置に関する詳細を、議案第１号の設置要綱に定めております。 主な条文について、説明させていただきます。 第１条では、道路運送法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、設置する旨を記載しております。 第２条では、本交通会議での協議事項としまして、 第１号で、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 第２号に市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 第３号に国庫補助金であります、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づき、実施する事業に関する事項 第４号に活性化・再生法第６条第１項に規定されています地域公共交通総合連携計画の作成に関する事項 第５号に交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認める事項、以上の５項目を定めております。 第３条では、会議の構成委員としまして、本日お集まりの委員皆様の選出組織につきまして、九つの区分を定めております。 第４条では、委員の任期を２年としております。 ２ページをお開きください。 第５条では、会長及び副会長について、定めております。 第６条では会議での取り決めとしまして、第２号に会議の議長は会長が行う。 第３号に会議の開催は、委員過半数の出席が必要。 第４号で代理出席の規定 第５号で会議議事は出席委員の過半数をもって決する。 第６号で会議は公開とする。 などの規定を定めております。 第７条では、事務局の設置、 第８条では、監査委員を２名置き、会長が指名することとしております。
-----	---

	第9条では、本交通会議の経費について、第10条では、財務に関する規定を定めております。 以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
【議案第2号】	
会長	事務局から説明がありました。すでに、町の附属機関として設置しておりますが、内容の変更、修正などありましたら、本会議でお謀りしたいと思います。 また、質問、意見がありましたら発言をお願いします。 （委員からの発言なし） それでは、無いようですので、議案第1号を承認することに、ご異議ありませんか。 （意義なしの声あり） 意義なしと認めます。よって、議案第1号「津奈木町地域公共交通会議設置要綱」は承認されました。
事務局	次に、議案第2号「津奈木町地域公共交通会議事務局規程について」を議題とします。事務局から説明を求めます。
	3ページをお開きください。 議案第2号「津奈木町地域公共交通会議事務局規程」について、御説明申し上げます。 設置要綱第7条の規定に基づき、事務局規程を定めております。 第2条では、事務局の所掌事務としまして、会議に関すること、資料作成に関すること、庶務に関すること、などを定めております。 第3条では、事務局職員としまして、事務局長に本町の総務課長、事務局員としまして、職員を置くこととしております。 第4条では、事務局長の専決事項としまして、事務局の運営や物品の購入、交通会議の運営に必要な、契約の締結など4項目について、規定しております。 第6条では、本交通会議の公印としまして4ページの会長印を定めております。 以上、議案第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
会長	本規程も設置要綱に基づき、定めておりますが、内容の変更、修正などありましたら、本会議でお謀りしたいと思います。 また、質問、意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

【議案第 3 号】	(委員からの発言なし) それでは、無いようですので、議案第 2 号を承認することに、ご異議ありませんか。 (意義なしの声あり) 意義なしと認めます。よって、議案第 2 号「津奈木町地域公共交通会議事務局規程」は承認されました。
会長	次に、議案第 3 号「津奈木町地域公共交通会議財務規程について」を議題とします。事務局から説明を求めます。
事務局	5 ページをお開きください。 議案第 3 号「津奈木町地域公共交通会議財務規程」について、御説明申し上げます。 設置要綱第 1 0 条の規定に基づき、交通会議の財務規程を定めております。 第 2 条では、町からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他収入を歳入予算の財源とし、交通会議の運営、事業に係る経費を歳出予算として編成することとしております。また、第 3 項では、会計年度を 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年間と規定しています。 第 3 条では、補正予算について規定しております。 第 4 条では 6 ページの別表にあります歳入歳出予算の科目を規定しています。 第 6 条では出納は会長が行い、 第 7 条で、その出納事務を会長が出納員に命ずることとしております。 第 8 条では、収入・支出の手続きとしまして津奈木町の例としており、伝票決裁により処理することとしております。 第 9 条では、会計年度終了後に決算書を作成し、監査委員の監査を受け、その結果を添えて、交通会議に承認(しょうにん)を得ることとしております。 以上、議案第 3 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
会長	本規程も設置要綱に基づき、定めておりますが、内容の変更、修正などありましたら、本会議でお謀りしたいと思います。 また、質問、意見がありましたら、よろしくお願いいたします。 (委員からの発言なし)

	それでは、無いようですので、議案第 3 号を承認することに、ご異議ありませんか。 （意義なしの声あり） 意義なしと認めます。よって、議案第 3 号「津奈木町地域公共交通会議財務規程」は承認されました。
【議案第 4 号】 会長	次に、議案第 4 号「役員選出ついて」を議題とします。 本交通会議の役員につきましては、設置要綱第 5 条及び第 8 条の規定により「副会長」と「監査委員 2 名」を定めることとなっております。 まず、副会長の選出を行います。委員からの互選となっておりますが、自薦、他薦はございませんか。 （事務局一任の声あり） 事務局一任の意見がありましたが、事務局案がありましたら、提案をお願いします。
事務局	事務局案としまして、津奈木町老人クラブ連合会長の新立委員を推薦いたしたいと思います。 本町のバス利用者の 7 割以上が 60 歳を超える方であり、老人クラブでは日ごろから、その利用者の声が最も身近な組織であります。新立委員はその代表として、本会議の運営や会長を補佐できると思われ、ここに推薦いたします。 よろしくお願いいたします。
会長	ただ今、津奈木町老人クラブ連合会長の新立委員の推薦がありました。他に無ければ、副会長に新立委員を承認することにご異議ありませんか。 （意義なしの声あり） 意義なしと認めます。よって、副会長に津奈木町老人クラブ連合会長の新立委員が選出されました。 副会長に選出されました新立委員に置かれましては、よろしくお願いいたします。 次に、監査委員の選出ですが、設置要綱第 8 条の規定により会長が指名するとなっております。 監査委員に津奈木町商工会長の野崎委員とむつみ交通株式会社代表取締役の堀川委員を指名致します。よろしくお願いいたします。

【議案第 5 号】	
会長	次に、議案第 5 号「平成 2 6 年度事業計画（案）」について」を議題とします。事務局から説明を求めます。
事務局	8 ページをお開きください。 議案第 5 号「平成 2 6 年度事業計画（案）」について、御説明申し上げます。 本交通会議のスケジュールを時系列で記載しております。 上段にあります本交通会議につきましては、本日を含め 4 回の開催を予定しております。 本年度は、住民ニーズ調査から生活交通ネットワーク計画書作成までを国の補助事業を活用しまして実施することとしております。補助事業の実施は、補助要綱により津奈木町ではなく、本交通会議が事業主体となります。 まず、本会議終了後、次の議案で提案しておりますが、2 段目の国へ補助金交付申請を行う予定としております。その交付決定を受けまして、3 段目の生活交通ネットワーク計画策定調査の委託業者を選定し、各業務を進行することとしております。なお、業者選定につきましては、プロポーザル方式を予定しております。業者決定後のおおむねのスケジュールとしましては、5 段目の住民ニーズ調査を 6 月から 7 月を目途に行いまして、その結果を基に、9 月に 2 回目の交通会議を開催する予定としております。調査結果や会議での決定を受けまして、その下にあります、路線再編方針や新設路線の運行計画を 1 1 月中に取りまとめたいと考えております。この計画を基に、1 2 月に 3 回目の交通会議を開催する予定としております。更に、これらの方針・計画に基づき一番下にあります、生活交通ネットワーク計画を取りまとめ、3 月に 4 回目の交通会議を開催し、計画の最終決定を行いたいと思っております。 以上が本年度の事業計画（案）でございます。よろしくお願いいたします。
会長	事務局から本年度の事業計画（案）の説明がありましたが、質問などがありましたら、よろしくお願いいたします。 （委員からの発言なし） それでは、無いようですので、議案第 5 号を承認することに、ご異議ありませんか。 （意義なしの声あり） 意義なしと認めます。よって、議案第 5 号「平成 2 6 年度事業計

【議案第 6 号】	画（案）」は承認されました。
会長	次に、議案第 6 号「平成 2 6 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付申請について」を議題とします。事務局から説明を求めます。
事務局	9 ページをお開きください。 議案第 6 号「平成 2 6 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付申請」について、御説明申し上げます。 事業計画でも申しましたが、国の補助事業を活用しまして、本年度調査事業を実施することとしております。 補助対象経費は調査事業に係る経費 6 4 8 万円となっており、その全額を申請することとしております。 申請書に係る内容としましては、先ほど設立趣旨や事業計画で説明しました内容を掲載しております。 なお、事業内容の詳細や経費の内訳につきましては、1 2 ページ・1 3 ページに記載しておりますので、ご確認をお願いします。 以上が補助金の交付申請内容でございます。よろしくお願いいたします。
会長	事務局から補助金申請についての説明がありましたが、質問などがありましたら、よろしくお願いいたします。 （委員からの発言なし） それでは、無いようですので、議案第 6 号を承認することに、ご異議ありませんか。 （意義なしの声あり） 意義なしと認めます。よって、議案第 6 号「平成 2 6 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付申請」は承認されました。
【議案第 7 号】	
会長	最後に、議案第 7 号「平成 2 6 年度歳入歳出予算（案）」について」を議題とします。事務局から説明を求めます。
事務局	1 5 ページをお開きください。 議案第 7 号「平成 2 6 年度歳入歳出予算（案）」について、御説明申し上げます。 議案第 3 号の財務規程第 2 条に基づき、平成 2 6 年度歳入歳出予算を作成しております。 まず、歳入につきましては、科目 1 負担金で津奈木町からの負担

	金 5 1 万 9 千円、2 補助金では国からの補助金であります地域公共交通確保維持改善事業費補助金を 6 4 8 万円計上致しております。3 繰越金はありません。4 諸収入としまして、預金利子を 1 千円予算としております。 次に歳出につきましては、科目 1 会議費では、お茶等の飲料費を 1 万 5 千円、2 事務費では、公印の作成及び用紙代等の消耗品費を 5 万円、郵便料、振込などの手数料をそれぞれ 1 万円、合計 7 万円計上致しております。 3 事業費では、生活交通ネットワーク計画策定調査委託料を 6 4 8 万円、住民アンケート調査に係る郵便経費など 4 0 万円、合計 6 8 8 万円を計上致しております。最後に 4 予備費を 3 万 5 千円計上し、歳入歳出それぞれ予算総額を 7 0 0 万円としております。 なお、国の補助金につきまして、全国的に申請が多いと聞いております。仮に補助金の一部もしくは全額がカットされた場合でも、町負担金で調査事業は実施する予定であります。この場合は、補正予算にて組み替えをお願いすることとしております。 また、会議開催に伴います委員報酬や旅費につきましては、町附属機関条例に基づき、町の一般会計から支払いをさせていただきます。以上が本年度の予算（案）でございます。よろしくお願いいたします。
会長	事務局から予算（案）についての説明がありましたが、質問などがありましたら、よろしくお願いいたします。 （委員からの発言なし） それでは、無いようですので、議案第 7 号を承認することに、ご異議ありませんか。 （意義なしの声あり） 意義なしと認めます。よって、議案第 7 号「平成 2 6 年度歳入歳出予算（案）」は承認されました。
バス協会 貢委員	以上をもちまして、予定していました 7 議案を終了します。 議案の他に委員の皆様から提案がなければ、要望、その他質問等がありましたらお願いします。 お尋ねですが、先ほどの設立趣旨のところ 8 ページ 9 ページにわたって補助金額の説明がありましてけれども、私の知りえるところでは地方路線バスを運営する上で特別地方交付税なるものがあると思うのですが、この場合申請されているというのであれば申請

	額の 8 割程度が特別地方交付税として総務省から交付されると思います。それについてこの表では全額が町費から支出されているような記載になっておりますけれども、そのことについての見解をお願いしたいと思います。
事務局	ご質問のとおり地方バスの赤字補てんにつきましては、地方交付税の中の特別交付税のメニューにその負担額の 8 割程度を補てんするとなっております。 但し 3 月交付分ということで実際いくら措置がされているのかという詳細までは町の方へ下りてきてないのが現状であります。 但し、特別交付税の省令の中には 8 割程度の交付を行うというのが明記されておりますので、国からの交付税措置はされていると思っております。以上です。
交通労働組合 貢委員	今の話に付随いたしまして、そのことが明らかであるのならば会議は公開ということですので、このままの内容で住民の方に公開された場合にはこの全額が町財政からの支出と思われるのではないかと思いますので、事務局の説明のとおり申請の段階ではその 8 割を国からの補助金としておりますという記述をしていただければと思います
事務局	了解いたしました。 また、このほかにも県から補助金といたしまして 1 2 0 万円程度交付がされております。 なお今回記載をしていない理由といたしましては、地方交付税が一般財源という扱いになっておりますので、特定財源ではないということで今回記載を差し控えさせていただきました。 また県の補助金にいたしましても記載はしておりませんが交付は受けておりますので、公表等につきましてはそれらの文言や金額を記載したうえで公表していきたいと思っております。 以上です。
商工会 野崎委員	今後事業計画どおりに進められていくと思いますが、特に住民のニーズ調査把握等を早々に計画されておりアンケートを行うと思いますし、そのための予算も上げてありますので、回収率や結果をうけまして出来るだけ隔々まで意見聴取を行っていただきたいと思っております。 また、ただのアンケートだけではなく、それぞれの地域格差があ

議長 【その他】 事務局長	ると思いますので、その部分の意見聴取もしっかりと行っていただきたいと思います。 他にありませんか。ないようですので、以上で議長の職を降ります。スムーズな議事進行にご協力を賜りありがとうございました。進行を事務局へ返します。 委員の皆様におかれましては、議案の慎重審議を賜りありがとうございました。 最後に次第7のその他であります、委員の皆様から全体的に何かございますか。 無いようですので以上をもちまして、第1回津奈木町地域公共交通会議を終了いたします。 委員の皆様、大変お世話になりました。 お帰りの際は、事故等にお気を付けてお帰りください。お疲れ様でした。
------------------------------------	---